

事 務 連 絡
平成19年7月17日

新潟県老人医療担当主幹課 殿
長野県老人医療担当主幹課 殿

厚生労働省保険局総務課
老人医療企画室

平成19年新潟県中越沖地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の
取扱いについて

標記については、老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第3項の規定により、市町村長は、老人医療に係る一部負担金の減免を行うことができるものであるが、今回の平成19年新潟県中越沖地震の被害の甚大さにかんがみ、あらためて周知することとしたので、貴管下市町村及び被災した老人医療受給対象者等関係者に周知徹底を図られたい。